

備品、消耗品及び材料の分類基準について

大阪広域環境施設組合会計規則（以下、「会計規則」という。）第 72 条の規定を受けた物品の分類基準について、次の通り定める。

記

1 備品、消耗品、材料の分類について

備品、消耗品、材料の分類については、会計規則第 72 条の定める要件、すなわち当該物品の性質、耐用度、用途等を検討して行うものであるが、その際の基準は以下のとおりとする。

(1) 備品

その品質・形状を変えず、1 年を超える使用に耐え、かつ購入予定価格が 5 万円以上の物品及び動物。

図書については、雑誌、定期刊行物等を除き、購入予定価格が 5 千円以上の図書。

ただし、消耗品及び材料に属する物品を除く。

(2) 消耗品

① 概ね 1 年程度の使用でその性質・形状に変化をきたすか、全部若しくは一部を消耗してしまう物品、又は購入予定価格が 5 万円未満の物品

② 物品の性質・価格にかかわらず、以下のものは消耗品とする。

ア 記念品、贈与寄付物品、支給品、その他これらに類するもので、他者に交付する物品

イ 実験、調査、研究及び講習会用等のために消費する物品

ウ 個々は、消耗品に属する物の集合体（セットもの）の物品

エ 単体では機能できない物品で、他の機器にセットすることによって機能する物品

オ 風雨にさらされる屋外のように、特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難と考えられる物品

(3) 材料

工事又は作業の用に供せられ、建造物、制作品、加工品等の実体となる物品

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

令和元年 10 月 1 日改正